令和2年改正個人情報保護法 改正ポイント速習コース

ビジネスに進めるうえで欠かすことできない個人情報の保護と活用。
2022年（令和４年）4月に施行された改正個人情報保護法の改正ポイントを学びます。

令和2年、３年に改正された個人情報保護法が一部を除き2022年4月に施行されました※。
令和2年改正個人情報保護法では「個人の権利・利益の保護」の強化、「個人データの利活用の促進」などを目的に改正されています。
本コースでは、改正法から、ビジネスで個人情報を取り扱ううえで理解しておくべきポイントを学びます。
※地方公共団体に適用される規定を除く

＜本コースのねらい＞

- 個人データの利用停止、消去、第三者への提供停止に関する**個人の請求要件の緩和**、オプトアウトによる**第三者提供の規制強化**、**仮名加工情報による個人情報の活用**、**個人関連情報の**定義化とその**第三者提供の規制**など「令和2年改正個人情報保護法」について、理解しておくべきビジネスに関わるポイントを学びます。
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の内容に沿って改正法のポイントを個人情報の取り扱いの場面ごとに学びます。

＜カリキュラム＞

第１章 個人の権利保護の強化	1-1　保有個人データ保護範囲の拡大 1-2　保有個人データのデジタル対応 1-3　保有個人データに関する公表事項の追加 1-4　本人の「利用停止・消去、第三者提供の停止」請求権の拡大 1-5　第三者提供の規制強化「オプトアウト」、「開示請求」 1-6　漏えい時の対応 1-7　不適正な利用の禁止
第２章 個人情報の利活用の促進と保護の両立	2-1　「仮名加工情報」によるデータ活用 2-2　「個人関連情報」の第三者提供の規制 2-3　罰則の強化、認定個人情報保護団体の要件緩和

＜概要＞

受講対象者	●ビジネスパーソン全般
監　修	●本井　克樹 本井総合法律事務所　弁護士
仕様	●想定学習時間：1時間 ●最短実行時間：28分 ●テスト数：1（全10問、ランダム出題）

©JMA MANAGEMENT CENTER INC　無断複製転載を禁じます